

# 第 6 章

## 資料編

# 1 相談、通報、届出窓口

## (1) 養護者による虐待の相談・通報・届出窓口

相談・通報・届出窓口	電話番号
川崎区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課高齢者支援係	044-201-3080
大師地区健康福祉ステーション高齢・障害担当	044-271-0157
田島地区健康福祉ステーション高齢・障害担当	044-322-1986
幸区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課高齢者支援係	044-556-6619
中原区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課高齢者支援係	044-744-3217
高津区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課高齢者支援係	044-861-3255
宮前区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課高齢者支援係	044-856-3242
多摩区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課高齢者支援係	044-935-3266
麻生区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課高齢者支援係	044-965-5148

## (2) 養護者による虐待の市役所の所管課

相談・通報窓口	電話番号
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室	044-200-2470

## (3) 養介護施設従事者等による虐待の通報窓口

相談・通報窓口	電話番号
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課	044-200-2679

## (4) 虐待の相談窓口(地域包括支援センター一覧)

### ■川崎区

名称	連絡先・所在地	担当地域
しおん	[TEL] 044-222-7792 [FAX] 044-222-7796 [住所] 川崎区本町 1-1-1	本町、旭町、砂子、駅前本町、榎町、境町、新川通、鈴木町、東田町、堀之内町、港町、宮前町、宮本町、富士見 1 丁目
恒春園	[TEL] 044-211-6313 [FAX] 044-223-1240 [住所] 川崎区小川町 10-10	小川町、池田、貝塚、京町 1・2 丁目、下並木、堤根、日進町、南町、元木

大島中島	[TEL] 044-201-8831 [FAX] 044-201-8834 [住所] 川崎区中島 2-3-2-101	富士見 2 丁目、中島、大島、大島上町
京町	[TEL] 044-333-7920 [FAX] 044-333-7938 [住所] 川崎区京町 2-15-6 神和ビル 3 階	大川町、小田 2~7 丁目、浅田、京町 3 丁目、田辺新田、白石町
ビオラ川崎	[TEL] 044-329-1680 [FAX] 044-322-2553 [住所] 川崎区小田栄 2-1-7	小田栄、小田 1 丁目、渡田山王町、渡田新町、渡田東町、渡田、渡田向町
桜寿園	[TEL] 044-287-2558 [FAX] 044-287-2577 [住所] 川崎区桜本 2-39-4	浅野町、池上町、追分町、扇町、扇島、鋼管通、桜本、田島町、浜町、南渡田町
大師中央	[TEL] 044-270-5112 [FAX] 044-287-5562 [住所] 川崎区大師駅前 1-1-5 川崎 大師パークホームズ 104	台町、大師公園、中瀬、四谷下町、四谷上町、観音、池上新町
藤崎	[TEL] 044-270-3215 [FAX] 044-270-5682 [住所] 川崎区藤崎 4-20-1 矢口ビル 1 階	川中島、藤崎、伊勢町、大師駅前
大師の里	[TEL] 044-266-9130 [FAX] 044-266-9131 [住所] 川崎区日ノ出 2-7-1	浮島町、江川、小島町、塩浜、大師河原、田町、千鳥町、出来野、殿町、東扇島、日ノ出、水江町、夜光、東門前、昭和、大師町、大師本町

## ■幸区

名称	連絡先・所在地	担当地域
幸風苑	[TEL] 044-556-4355 [FAX] 044-511-3511 [住所] 幸区都町 64-1	幸町、中幸町、堀川町、大宮町、柳町、南幸町、都町、神明町
夢見ヶ崎	[TEL] 044-580-4765 [FAX] 044-742-8040 [住所] 幸区南加瀬 1-7-14	小倉（小倉 1-1 以外）、南加瀬
かしまだ	[TEL] 044-540-3222 [FAX] 044-540-3220 [住所] 幸区新塚越 201 ルリエ新川崎 6 階	古川町、新塚越、下平間、矢上、北加瀬、鹿島田
しゃんぐりら	[TEL] 044-520-3863 [FAX] 044-520-3861 [住所] 幸区東小倉 6-1	遠藤町、戸手本町、塚越、紺屋町、新小倉、新川崎、東小倉、小倉 1-1

みんなと暮らし町	[TEL] 044-520-1905 [FAX] 044-520-1906 [住所] 幸区東古市場 116-12	小向、小向東芝町、小向仲野町、小向町、小向西町、東古市場、古市場
さいわい東	[TEL] 044-555-1411 [FAX] 044-555-1412 [住所] 幸区戸手 4-1-9	戸手、河原町

## ■中原区

名称	連絡先・所在地	担当地域
すみよし	[TEL] 044-455-0980 [FAX] 044-455-0883 [住所] 中原区木月祇園町 2-1	木月住吉町、苅宿、大倉町、西加瀬、木月、木月大町、木月伊勢町、木月祇園町、井田三舞町
こだなか	[TEL] 044-798-2332 [FAX] 044-755-5656 [住所] 中原区上小田中 3-21-20-101	上小田中、上新城、新城、新城中町、下新城
ひらまの里	[TEL] 044-544-4012 [FAX] 044-544-3961 [住所] 中原区上平間 611-1	上丸子山王町、上丸子、下沼部、中丸子、上平間、田尻町、北谷町
みやうち	[TEL] 044-740-2814 [FAX] 044-740-2816 [住所] 中原区宮内 1-25-1	上丸子八幡町、新丸子町、丸子通、上丸子天神町、宮内、等々力、小杉陣屋町、小杉御殿町
いだ	[TEL] 044-751-6661 [FAX] 044-751-6385 [住所] 中原区井田 2-27-1	井田中ノ町、井田、井田杉山町、下小田中
とどろき	[TEL] 044-281-3666 [FAX] 044-281-3616 [住所] 中原区今井南町 8-5 アイテック武蔵小杉 101	新丸子東、市ノ坪、小杉町、今井南町、今井仲町、今井西町、今井上町

## ■高津区

名称	連絡先・所在地	担当地域
わらく	[TEL] 044-799-7951 [FAX] 044-799-7952 [住所] 高津区千年 141	千年新町、千年、子母口、明津
すえなが	[TEL] 044-861-5320 [FAX] 044-861-6194 [住所] 高津区末長 1-3-13	末長、新作
陽だまりの園	[TEL] 044-814-5637 [FAX] 044-814-5636 [住所] 高津区諏訪 2-10-15	二子、瀬田、諏訪、北見方、下野毛

溝口	[TEL] 044-820-1133 [FAX] 044-822-0500 [住所] 高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階	溝口、久本、坂戸
ひさすえ	[TEL] 044-797-6531 [FAX] 044-797-6540 [住所] 高津区久末 410 エムアール 久末 1F	蟹ヶ谷、久末、東野川、北野川
樹の丘	[TEL] 044-820-8401 [FAX] 044-820-8402 [住所] 高津区久地 4-19-8	宇奈根、久地、下作延
リ・ケア向ヶ丘	[TEL] 044-865-6238 [FAX] 044-865-6239 [住所] 高津区向ヶ丘 130-9	梶ヶ谷、上作延、向ヶ丘

## ■宮前区

名称	連絡先・所在地	担当地域
みかど荘	[TEL] 044-777-5716 [FAX] 044-777-1193 [住所] 宮前区西野川 3-39-11	梶ヶ谷、南野川、野川台、野川本町、西野川
鷺ヶ峯	[TEL] 044-978-2724 [FAX] 044-976-6470 [住所] 宮前区菅生ヶ丘 13-1	水沢、潮見台、菅生ヶ丘、菅生、初山
富士見プラザ	[TEL] 044-740-2883 [FAX] 044-777-3239 [住所] 宮前区南野川 1-8-11	有馬、東有馬
レストア川崎	[TEL] 044-976-9590 [FAX] 044-976-9591 [住所] 宮前区犬蔵 2-25-9	鷺沼、土橋、犬蔵
フレンド神木	[TEL] 044-871-1180 [FAX] 044-877-2800 [住所] 宮前区神木本町 5-12-15	五所塚、平、白幡台、神木本町
宮前平	[TEL] 044-872-7144 [FAX] 044-852-3377 [住所] 宮前区馬絹 6-20-4	小台、宮前平、宮崎 6 丁目、馬絹
ビオラ宮崎	[TEL] 044-948-5371 [FAX] 044-948-5372 [住所] 宮前区宮崎 2-8-32 コスモ宮崎台 102 号	けやき平、南平台、神木、宮崎、宮崎 1 丁目～5 丁目

## ■多摩区

名称	連絡先・所在地	担当地域
長沢壮寿の里	[TEL] 044-935-0086 [FAX] 044-935-0093 [住所] 多摩区三田 1-18-11 パート 8	東生田、枅形 5~7 丁目、長沢、東三田、 三田
多摩川の里	[TEL] 044-935-5531 [FAX] 044-935-3511 [住所] 多摩区中野島 6-13-5	和泉、布田、中野島、生田 1~3 丁目
太陽の園	[TEL] 044-959-1234 [FAX] 044-959-1233 [住所] 多摩区栗谷 2-16-6	栗谷、西生田、南生田
菅の里	[TEL] 044-946-5514 [FAX] 044-946-3432 [住所] 多摩区菅北浦 3-10-20	菅、菅野戸呂、菅稲田堤、菅馬場 1・2 丁 目、菅城下、菅北浦
しゅくがわら	[TEL] 044-930-5151 [FAX] 044-930-5911 [住所] 多摩区宿河原 6-20-19	宿河原 3~7 丁目、堰、長尾 3~7 丁目
よみうりラン ド花ハウス	[TEL] 044-969-3116 [FAX] 044-969-3160 [住所] 多摩区菅仙谷 4-1-4	菅馬場 3・4 丁目、寺尾台、菅仙谷、枅形 1~4 丁目、生田 4~8 丁目
登戸	[TEL] 044-933-7055 [FAX] 044-933-7077 [住所] 多摩区登戸 1891 第 3 井出 ビル 3F	登戸新町、登戸、宿河原 1・2 丁目、長尾 1・2 丁目

## ■麻生区

名称	連絡先・所在地	担当地域
柿生アルナ園	[TEL] 044-989-5403 [FAX] 044-988-9774 [住所] 麻生区上麻生 5-19-10	白山、王禅寺西 5~8 丁目、上麻生、上麻 生 5~7 丁目、下麻生 1 丁目
栗木台	[TEL] 044-987-6505 [FAX] 044-380-7970 [住所] 麻生区栗平 2-1-6 小田急マ ルシェ栗平 1F	細山、金程、向原、栗平 2 丁目、栗木台、 栗木、南黒川、黒川、はるひ野
虹の里	[TEL] 044-986-4088 [FAX] 044-986-1027 [住所] 麻生区王禅寺 963-26	王禅寺、虹ヶ丘、早野、王禅寺東 3~6 丁 目、下麻生、下麻生 2・3 丁目
片平	[TEL] 044-986-4986 [FAX] 044-986-4987 [住所] 麻生区白鳥 1-9-20	片平、白鳥、五力田、古沢、岡上、栗平 1 丁目

百合丘	[TEL] 044-959-6522 [FAX] 044-712-0202 [住所] 麻生区東百合丘 3-17-4 るーむら麻生 2F	高石 4～6 丁目、東百合丘、百合丘
新百合	[TEL] 044-969-3388 [FAX] 044-969-0200 [住所] 麻生区上麻生 3-14-20 つくしの里内	王禅寺西 1～4 丁目、王禅寺東 1・2 丁目、 上麻生 1～4 丁目
高石	[TEL] 044-959-6020 [FAX] 044-959-6021 [住所] 麻生区千代ヶ丘 1-2-9	多摩美、高石 1～3 丁目、万福寺、千代ヶ丘

## (5) その他関係機関の連絡先

あんしんセンター(成年後見制度、日常生活自立支援事業に関する相談)	電話番号
川崎市あんしんセンター	044-739-8727
川崎市成年後見支援センター	044-712-8071
川崎区あんしんセンター	044-245-1144
幸区あんしんセンター	044-556-5082
中原区あんしんセンター	044-722-6122
高津区あんしんセンター	044-812-5833
宮前区あんしんセンター	044-856-5788
多摩区あんしんセンター	044-933-2411
麻生区あんしんセンター	044-952-5711

その他関係機関の相談窓口	電話番号
横浜家庭裁判所川崎支部後見係	044-222-1671
法テラス川崎	050-3383-5366
神奈川県弁護士会「みまもりダイヤル」(弁護士会)	045-211-7720
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部(司法書士会)	電話相談専用：045-663-9180 面接相談受付：045-640-4345
ぱあとなあ神奈川(社会福祉士会)	相談専用：045-314-5500 後見人等候補者推薦依頼：045-314-0007
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部(行政書士会)	044-222-8628
東京地方税理士会成年後見支援センター(税理士会)	電話相談専用：045-315-2070 事務局電話：045-243-0511

かながわ成年後見推進センター	045-534-6045
川崎公証役場	044-222-7264
溝ノ口公証役場	044-811-0111
総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	044-223-6953
総合リハビリテーション推進センター南部地域支援室	044-200-0834
総合リハビリテーション推進センター中部地域支援室	044-750-0686
総合リハビリテーション推進センター北部地域支援室	044-281-6621
川崎市消費者行政センター	044-200-3030

## 2 帳票類等

ここでは、雛形や各区の参考様式として帳票類を掲載しています。川崎市では、各区の取組みにより、独自の帳票を作成しています。

高齢者虐待のケースは、緊急性が高かったり、問題の背景が複雑だったりするため、行政と地域包括支援センターで共通して使用できるような相談シートを作成し、情報の共有や整理が必要になると考えられます。足並みのそろった対応をしていくためにも、場面に応じて必要な様式を作成しながら適切に対応していくことが必要です。

★リスクアセスメント・シートとリスクアセスメント・シートの説明（※1）	110
（副田あけみ『ソーシャルワーク研究室』資料）	
○緊急性が高いケースにおける対応方針決定のフローチャート	113
○在宅介護ネットワークのための「見守り介護スコア」と記入上の留意点	114
○高齢者虐待発見チェックリスト（東京都作成）	116
★相談受付シート（各区版）	118
★高齢者虐待個別支援計画シート（※2）	130
★議事録（幸区版）	132
○個人情報に関する確認書（※3）	133

★マークの付いている「リスクアセスメント・シート」、「相談受付シート」、「議事録」、「高齢者虐待個別支援計画シート」は、必ず作成します。

※1 リスクアセスメント・シートは、首都大学東京の副田あけみ教授が、ソーシャルワークの科学的な実践に基づき作成したシートです。シートにはリスクを見極めるうえでの、必要最低限の項目が盛り込まれているため、各区で作成する場合は、項目の変更など、意味内容が変わるようなことは避けるように留意してください。

※2 個別支援計画シートを各区で作成する場合には、以下の点に留意します。

- 支援内容ごとに、支援機関、期間などがわかるようにする。
- 初回作成日、次回ネットワークミーティングの日付の記入欄を作る。
- 養護者支援の支援内容の記入欄を作る。
- 短期・長期の目標の記入欄を作る。
- 支援計画シートが、支援機関の承認と合意で作成されたことを、確認する記述

※3 ネットワークミーティングのみならず、その他の個人情報を扱うケース会議等で確認のために使用してください。

高齢者虐待リスクアセスメント・シート

	<p>あてはまる場合には[ ]に○を記入し、該当するものを○印で囲む あてはまらない場合は×。情報が未収の場合は未記入のまま</p>	<p>関連情報、あるいは 強みや良い点を記入</p>
レ ッ ド	<p>① 被虐待者は意思疎通が可能か？ [ ]できる ×の場合：( )</p>	
	<p>② 当事者が保護を求めているか？ [ ]被虐待者自身が保護を求めている( ) [ ]虐待者が高齢者の保護を求めている( )</p>	
	<p>③ 当事者の訴える状況が差し迫ったものか？ [ ]「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり( ) [ ]「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり( )</p>	
	<p>④ すでに重大な結果が生じているか？ [ ]例：頭部外傷(血腫 骨折) 腹部外傷 意識混濁 重度の褥そう 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し、栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他( )</p>	
イ エ ロ ー 1	<p>⑤ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか？ [ ] 頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷、きわめて非衛生的、 極端な怯え、その他( )</p>	
	<p>⑥ 繰り返されるおそれが高いか？ [ ] 習慣的な暴力 新旧の傷・あざ 入退院の繰り返し その他( ) [ ] 虐待者の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避( ) [ ] 虐待者の精神的不安定・判断力の低下 非現実的な認識 その他( )</p>	
イ エ ロ ー 2	<p>⑦ 被虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ [ ] 認知症程度： I IIa IIb IIIa IIIb IV M [ ] 問題行動：徘徊 暴力行為 昼夜逆転 不穏興奮 失禁 その他( ) [ ] 寝たきり度： J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 [ ] 性格的問題(偏り)：衝動的 攻撃的 粘着質 依存的 その他( ) [ ] 精神疾患( ) 依存症( ) その他( )</p>	
	<p>⑧ 虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ [ ] 被虐待者への拒否的感情や態度( ) [ ] 重い介護負担感( ) [ ] 介護疲れ( ) [ ] 認知症や介護に関する知識・技術不足( ) [ ] 性格的問題(偏り)：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他( ) [ ] 障害・疾患：知的障害 精神疾患( ) 依存症( ) その他( ) [ ] 経済的問題：低所得 失業 借金 被虐待者への経済的依存 その他( )</p>	
イ エ ロ ー 3	<p>⑨ 虐待につながる家庭状況があるか？ [ ] 長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係( ) [ ] 虐待者・被虐待者の共依存関係( ) [ ] 虐待者が暴力の被害者( ) [ ] その他の家族・親族の無関心( ) [ ] 住環境の悪さ：狭い 被虐待者の居室なし 非衛生的 その他( )</p>	

判断の目安 レッド：①が○で②③に○がある場合、もしくは①が○ないし×で④に○がある場合⇒緊急保護の検討  
 イエロー1：①～④に○はないが、⑤と⑥に○⇒保護の検討、もしくは集中的援助  
 イエロー2：①～⑥に○はないが、⑦もしくは⑧に○⇒集中的援助、もしくは防止のための保護検討  
 イエロー3：①～⑧に○はないが、⑨に○⇒継続的、総合的援助

## 高齢者虐待リスクアセスメント・シートの説明

### 1. 活用目的

- 1) 支援の緊急度、方向性の判断  
虐待を受けている高齢者を「緊急保護」するか否かという支援緊急度の判断の際に、また、「保護」するか在宅での「集中的援助」とするか、あるいは、在宅での「継続的、総合的援助」とするか、という支援の方向性を判断する際に活用します。
- 2) 情報の整理と認識の共有  
ネットワークミーティングやケースカンファランスを行う際、参加者のもつ情報を整理し、事例に関する共通認識を形成していくために活用します。
- 3) 必要な情報の確認  
必要な情報を収集・確認できているかどうかチェックするために活用します。

### 2. 留意点

- 1) あくまでも保護・援助の必要性判断のための補助的道具であるので、これを機械的に適用することは避けます。
- 2) リスク要因だけでなく、リスク要因を緩和するような当事者の強み、よい点、長所（ストレングス）についても探索し、記入するようにします。
- 3) シートに記載された情報だけで支援プランを立てることは困難です。事例の全体像を把握し、なぜ虐待が起きているのか、防げない要因は何かを理解したうえでプランを検討する必要があります。
- 4) そのためには、シートに記載されていない情報、例えば、家族歴や生活史、近隣との関係などについても収集することが求められます。

## 1. 用語解説

### 1) 認知症程度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	IIa 家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
	IIb 家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりでの留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
	IIIa 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	IIIb 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIII aに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

### 2) 寝たきり度

生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活は自立しており独力で外出する。 J1 交通機関を利用して外出する。 J2 隣近所へなら外出する。
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 A1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する A2 外出の頻度が少ない、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるか座位を保つ。 B1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 B2 介助により車椅子に移乗する。
	ランクC	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 C1 自力で寝返りをうつ。 C2 自力では寝返りもうたない。

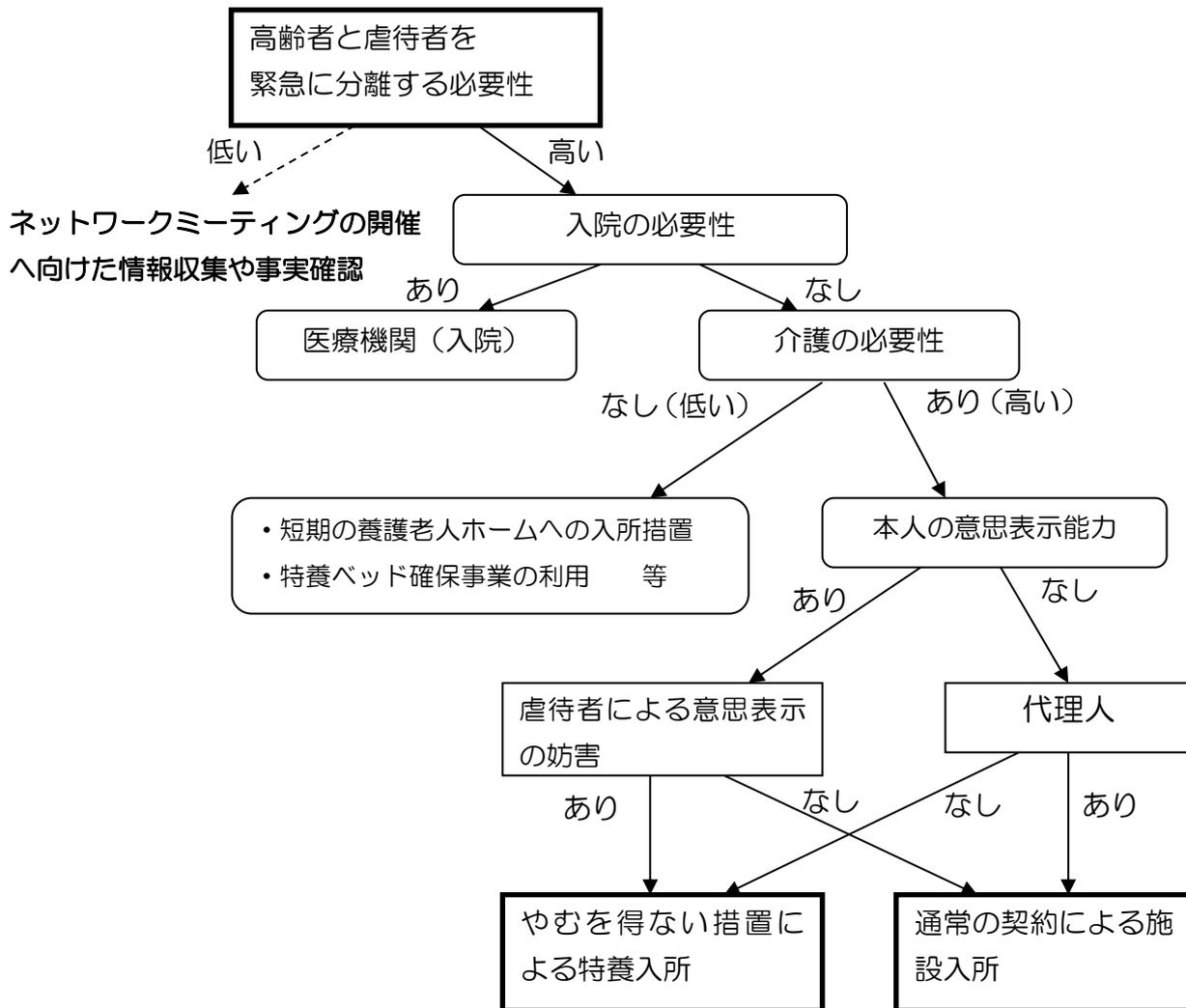
### 3) 共依存

自分と特定の相手がその関係性に過剰に依存する、その人間関係に囚われている状態を指す。介護の場面では、世話・介護する家族が、本人に依存し、また本人も介護する家族に依存しているような状態をいう。

【資料】副田あけみ『ソーシャルワーク研究室』(<http://members3.jcom.home.ne.jp/asoeda/>) 参照

●緊急性が高いケースにおける対応方針決定のフローチャート（例示）

リスクアセスメント・シートを参考に、リスクアセスメントを実施し、被虐待者の生命・身体に著しい危険があり、緊急性が高いケースについては、初動期対応におけるコアメンバー会議の中で、立入調査権の行使、虐待者と高齢者の分離等について、緊急に対応する必要があります。



※緊急性に応じて、措置を先行させ、契約に切り替えることも考慮。

※最初の段階は、虐待があるかどうかの判断ではなく、生命に危険があるか否かで判断すること。



## 記入上の留意点

記入者がわかる範囲でご記入ください。“わからない、知らない”項目は、「不明」・「どちらともいえない」に○をして下さい。

### **No9 行動変化(ボケ症状・うつなどの精神疾患)**

- ・以前と比べて日常の生活の様子に少しでも変化が見られる場合に「出現」とチェックして下さい。
  - \* 同じことを何度も繰り返すようになった
  - \* ゴミの捨て方がおかしい・・・など

### **No10 医療処置の有無**

- ・医療処置とは、主に次に挙げる内容を指します。『点滴、中心静脈栄養、透析、人工肛門、酸素療法、人工呼吸器、経管栄養、など』（薬を飲んでいる、湿布を貼っている）等は含まれません。

### **No11 認知症による問題行動の有無**

- ・日常生活に支障となるような行動が見られる場合、「あり」に記入して下さい。
  - \* 徘徊している様子だ
  - \* 食べ物の区別がつかない・・・など



### **No13 日中の介護**

- ・介護者がいても就労等で事実上介護に関れない場合「困難又はなし」に記入して下さい。

### **No14 介護を代われる者**

- ・週に1回程度訪問して様子を見たり、介護に関わることの出来る方がいる場合に「いる」として下さい。
- ・年に数回程度の訪問や、定期的な訪問でないが何かあった時には力になれるという方がいる場合に「どちらともいえない」にチェックして下さい。



### **No15 介護意欲**

- ・ひとり暮らしの方は「不良又はなし」にチェックして下さい。

### **No16 周囲との接触**

- ・以前と比べて介護者（同居の家族も含む）が周囲との関わりが減って閉じこもっている傾向がみられる場合に「減少」とチェックして下さい。あくまでも“以前と比べてどうか”で判断して下さい。
  - \* 姿を見かけなくなった
  - \* 挨拶をしなくなった・・・など

### **No17 表情の変化**

- ・以前と比べて介護者に疲労の表情が見られる場合に「あり」とチェックして下さい。又、以前には聞かれなかった介護の悩みの訴えがある場合も「あり」とチェックして下さい。
  - \* 痩せたり疲れた様子がみられる
  - \* 身なりにかまわなくなった・・・など

### **No19 住宅状況**

- ・〔持ち家である〕〔専用居室がある〕〔住宅改修・改造の必要がない〕のうち、2つ以上ある場合に「良好」に、1つでもある場合には「どちらともいえない」に、1つもない場合は「不良」とチェックして下さい。

### **No22 相談・介護認定**

- ・介護の相談を公的機関にしていたり、介護認定を受けている（申請中含む）場合は「あり」にチェックします。認定を受けているか確認できない場合は「どちらともいえない」にチェックして下さい。  
【資料4】K.C.Manual(2013.4.1)

### **No24 在宅サービス利用**

- ・近隣の助け合いサービスなどだけを利用している方は「どちらともいえない」にチェックして下さい。

### **No25 サービスに不満**

- ・サービス利用がない方の場合は「どちらともいえない」に○をして下さい。

## 高齢者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の『サイン』として、以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらはあくまで例示ですので、この他にも様々な『サイン』があることを認識しておいてください。

### 《身体的虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
	頭、顔、頭皮等にキズがある。
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

### 《心理的虐待のサイン》

	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
	自傷行為がみられる。
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

### 《性的虐待のサイン》

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	睡眠障害がある。
	通常的生活行動に不自然な変化がみられる。

### 《経済的虐待のサイン》

	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

《ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン（自己放任も含む）》

	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	かなりのじょくそう（褥創）ができています。
	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	適度な食事を準備されていない。
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
	栄養失調の状態にある。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

《セルフネグレクト（自己放任）のサイン》

	昼間でも雨戸が閉まっている。
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
	配食サービス等の食事がとられていない。
	薬や届けた物が放置されている。
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

《養護者の態度にみられるサイン》

	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
	保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

《地域からのサイン》

	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

（参考）「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（東京都）より

## ※相談受付シート※

地域包括支援センター ⇄

高齢・障害（課・係）

所属機関名：

記入者：

相談者	相談経路	ケア・サービス事業所・近隣・民生・家族・親族 ・本人・行政・包括・警察・病院・他・不明	訪問・来所・電話 その他（ ）	受付日（ 年 月 日） 連絡日（ 年 月 日）	
	相談者	氏名： 続柄： 連絡先：			
本人	フリガナ 氏名		男・女 M・T・S 年 月 日生（ ）歳 Tel： 携帯：		
本人の生活状況など	住所	〒			
	世帯状況	単身・夫婦世帯・未婚の子と同居・既婚の子と同居・その他	※虐待者と同居・別居・その他		
	日常生活 自立度区分	障害高齢者 認知症高齢者	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2 自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M		
	認定情報	介護度： 未申請・申請中	被保番号		
	ケアマネ	□有（事業所： 担当者： 連絡先： ） □無			
	サービス （公的支援） 利用状況	サービス（公的支援）	頻度	事業所（機関）	担当者
	主な 傷病名		医療機関名	Tel：	
	経済状況	個人：年金 円/ □余裕あり・困らない □困窮 □生保 □借金あり（ ） 世帯：収入 円/ □余裕あり・困らない □困窮 □生保 □借金あり（ ）			
	住居環境	持ち家・借家・集合住宅	自室（有・無）、（ ）階	【家族構成】（家族関係の状況など）	
	金銭管理	□出来る □出来ない⇒（管理者： ）			
障害等認定	身・精・難・療 級				
精神状況等	□健康 □認知症 □行動障害あり □人格の偏り □知的障害 □精神疾患など（病名： ） □不明				
判断能力	□有 □無 □不明				
事実確認	方法 □訪問 □電話 □来所 □立入	虐待の判断	□虐待 □なし □疑い		
本人	虐待リスク 要因	□認知症程度が高い □行動上の問題 □重介護 □性格的問題 □精神的問題 □金銭的問題 □不明 □その他：	虐待の種類①	身体・ネグ・心理・性・経済	
養護者	虐待者	夫・妻・息子・娘・息子の嫁・娘の婿・兄弟姉妹・孫・その他・不明	虐待の種類②	身体・ネグ・心理・性・経済	
	虐待リスク 要因	□介護負担や負担感 □介護知識不足 □家族関係不和 □虐待者の性格 □精神・障害疾患（ ） □経済的問題（ ）			
対応方法	①を◎ ②を○ 入所（介保・他）・措置入所・面会制限・緊急一時SS・入院・保護入院・養護者に助言・指導・養護者へ公的支援・ 新規介保サービス・プラン見直し・介保以外サービス・経済問題改善・世帯分離・その他（継続）・見守り				
分離の有無	□あり □なし □その他	後見制度の活用	□あんしんセンター □親族後見 □市長後見		
備考	（事実確認・家族連絡先など）				

《本人・養護者に関する事項》

本人の現状への問題認識	問題意識の有無： <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 何らかのサインあり <input type="checkbox"/> 隠そうとする） <input type="checkbox"/> 無 ※困っていること	【備考】
	解決方法として望んでいること： <input type="checkbox"/> 支援者にとりあえず話しを聞いて欲しい <input type="checkbox"/> 関わらないで欲しい <input type="checkbox"/> その他	
	介護を受けることに対する意識等	
本人の人間関係	家族関係	<input type="checkbox"/> 円満 <input type="checkbox"/> ふつう <input type="checkbox"/> 円満でない <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 養護者と仲が悪い <input type="checkbox"/> 家族構成が複雑 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	近隣との関係	<input type="checkbox"/> よい <input type="checkbox"/> ふつう <input type="checkbox"/> トラブルがある <input type="checkbox"/> 孤立 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他（ ）

養護者	氏名：	M・T・S 年 月 日生	世帯状況	同居・別居（市内・市外）
		続柄：	歳	その他（ ）
	住所：	Tel：		
		携帯：		

養護者の生活状態など	身体状況	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 病弱 <input type="checkbox"/> 病気療養中（ ） <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他（ ）	【備考】
	精神状況	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 行動障害 <input type="checkbox"/> 人格の偏り <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 家族外の人の介入を拒む <input type="checkbox"/> アルコール等の依存症 <input type="checkbox"/> 精神疾患（病名： ） <input type="checkbox"/> 不明	
	経済状況	<input type="checkbox"/> 余裕あり・困らない <input type="checkbox"/> 困窮（時々・常時） <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 失業中（ 年 月 日 ～ ） <input type="checkbox"/> 借金あり（返済： 円/ ） <input type="checkbox"/> 不明	
	介護負担感	<input type="checkbox"/> 感じていない <input type="checkbox"/> 感じている <input type="checkbox"/> とても感じている <input type="checkbox"/> 他の家族の協力なく孤立 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	介護の知識・理解	<input type="checkbox"/> 知識・情報の不足 <input type="checkbox"/> 理解の不足 <input type="checkbox"/> サービス利用に抵抗感 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	現状への問題認識	<input type="checkbox"/> 問題意識あり（ <input type="checkbox"/> 何かのサインあり <input type="checkbox"/> 隠そうとする） <input type="checkbox"/> 問題意識なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	介護（養護）継続の意思	<input type="checkbox"/> 意思あり（在宅・入院・入所） <input type="checkbox"/> 意思なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

《今後の支援・方針について》

関係・連携機関の確認（内容）	◇被虐待者へのアプローチ  ◇養護者へのアプローチ
----------------	---------------------------------

■：統計に反映される項目。

2013. 4 川崎区

## 幸区相談シート

20130919 幸区権利擁護検討会

所属機関名		記入者		記入日	年 月 日		
相談経路	【通報日： 年 月 日】						
相談内容							
虐待の種類	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> その他（ ）						
虐待の内容 (期間・回数・程度等)							
考えられる要因							
高齢者本人の 生活状態等	氏名		(男・女)	住所			
	生年月日	M・T・S 年 月 日	( ) 才	電話			
	主な傷病名				医療機関名		
					医療機関名		
	要介護認定	障害自立度	認知症自立度	障害等手帳			
	サービス 利用状況	サービス	頻度	サービス	頻度		
	経済状況	個人	年金 円/	年金以外 円/	【家族構成】 独居・日中独居・高齢者・その他		
			<input type="checkbox"/> 余裕あり・困らない <input type="checkbox"/> 困窮(時々・常時) <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 借金あり(返済 円/ ) <input type="checkbox"/> 不明				
	世帯	年金 円/	年金以外 円/				
		<input type="checkbox"/> 余裕あり・困らない <input type="checkbox"/> 困窮(時々・常時) <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 借金あり(返済 円/ ) <input type="checkbox"/> 不明					
	金銭管理	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない(管理者： )					
主たる介護者※		生計中心者					
認知症	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり( <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中度 <input type="checkbox"/> 重度 )						
精神状況等	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 行動障害あり <input type="checkbox"/> 人格の偏り <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 依存症( ) <input type="checkbox"/> 精神疾患等(病名 ) <input type="checkbox"/> 不明						
意思決定能力	<input type="checkbox"/> 判断能力あり <input type="checkbox"/> 判断能力なし <input type="checkbox"/> 不明						
現状への 問題認識等	<input type="checkbox"/> 問題意識あり( <input type="checkbox"/> 何らかのサインあり <input type="checkbox"/> 隠そうとする ) <input type="checkbox"/> 問題意識なし <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不明 ★本人の訴え、希望 <input type="checkbox"/> とりあえず話を聞いてほしい <input type="checkbox"/> 介入しないでほしい <input type="checkbox"/> 分離してほしい <input type="checkbox"/> その他  【備考】						
介護者への 意識等	<input type="checkbox"/> 介護して当たり前 <input type="checkbox"/> サービス利用に抵抗感 <input type="checkbox"/> その他						



中原区高齢者虐待相談・通報受付記録シート

受理日		年	月	日	受理機関：中原区役所高齢・障害課		記入者：	
相談 通報者	<input type="checkbox"/> ケアマネ <input type="checkbox"/> 介護保険事業所職員 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 被虐待者本人 <input type="checkbox"/> 家族・親族 <input type="checkbox"/> 虐待者 <input type="checkbox"/> 行政職員 <input type="checkbox"/> 警察（通報票 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不明（匿名含む）							
	フリガナ							
	氏名：				年齢：		歳代	
	所属機関名：							
	住所：				連絡先： 自宅 携帯			
被虐待者	フリガナ							
	氏名：				生年月日：T・S 年 月 日		性別：男・女	
	住所：				連絡先： 自宅 携帯			
	要介護認定 <input type="checkbox"/> 支（1・2） <input type="checkbox"/> 要介護（1・2・3・4・5） <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 認定非該当（自立） <input type="checkbox"/> 不明				認知症自立度（I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M） <input type="checkbox"/> 自立又は認知症なし <input type="checkbox"/> 自立度不明 <input type="checkbox"/> 認知症の有無が不明			
虐待者	フリガナ							
	氏名：				生年月日：T・S・H 年 月 日		年齢： 歳	
	住所：				連絡先： 自宅 携帯			
続柄： <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘 <input type="checkbox"/> 息子の配偶者 <input type="checkbox"/> 娘の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟 <input type="checkbox"/> 姉妹 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 不明								
家族 状況	【家族構成（ジェノグラム）】				【特記事項】			
相談・ 通報内容	類型	身体 放棄・放任 心理的 性的 経済的						
	※記載欄が不足する場合には別紙を添付							

※高齢・障害課使用 令和 年度統計調査 被虐待者氏名： 生年月日：T・S 年 月 日
<input type="checkbox"/> 調査対象年度内に通報等を受理した事例 <input type="checkbox"/> 対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例 <input type="checkbox"/> 対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例
事実確認調査： <input type="checkbox"/> 有（実施日：R 年 月 日） ├── <input type="checkbox"/> 立入調査以外（ア 訪問調査 ・ イ 関係者からの情報収集のみで調査） └── <input type="checkbox"/> 立入調査により調査（ア 警察が同行 ・ イ 警察に援助要請したが同行なし） <input type="checkbox"/> 無 ───┬── <input type="checkbox"/> 明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例 └── <input type="checkbox"/> 後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例
コアメンバー会議開催： <input type="checkbox"/> 有（開催日：R 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 調整中
虐待の判断： <input type="checkbox"/> 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 ├── 虐待の内容 <input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄、放任 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 経済的 │    （具体的な虐待の内容：） └── 虐待の深刻度（1：意思の無視等 ・ 2 ・ 3：著しい影響 ・ 4 ・ 5：重大な危険） <input type="checkbox"/> 虐待ではないと判断した事例 <input type="checkbox"/> 虐待の判断に至らなかった事例
対応状況： <input type="checkbox"/> 被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例 ├── <input type="checkbox"/> 契約による介護保険サービスの利用（施設名：） │    種別： <input type="checkbox"/> 特養 <input type="checkbox"/> 老健 <input type="checkbox"/> ショート <input type="checkbox"/> GH <input type="checkbox"/> 小規模多機能 <input type="checkbox"/> その他（） ├── <input type="checkbox"/> 老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置（面会制限 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無） ├── <input type="checkbox"/> 緊急一時保護（施設名：） ├── <input type="checkbox"/> 医療機関への一時入院（医療機関名：） └── <input type="checkbox"/> その他（内容：） <input type="checkbox"/> 被虐待者と虐待者を分離していない事例 ├── <input type="checkbox"/> 経過観察（見守り） ├── <input type="checkbox"/> 養護者に対する助言・指導 ├── <input type="checkbox"/> 養護者が介護負担軽減のための事業に参加 ├── <input type="checkbox"/> 被虐待者が新たに介護保険サービスを利用 ├── <input type="checkbox"/> 既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し ├── <input type="checkbox"/> 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用 └── <input type="checkbox"/> その他（内容：） <input type="checkbox"/> 現在対応について検討・調整中の事例 <input type="checkbox"/> その他（）
成年後見制度の利用状況： <input type="checkbox"/> 成年後見制度利用開始済 <input type="checkbox"/> 成年後見制度利用手続き中 <input type="checkbox"/> 市長申立あり <input type="checkbox"/> 市長申立なし
日常生活自立支援事業利用状況： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

高津区総合相談シート ( 地域包括支援センターFAX: - ⇄ 高津区役所FAX:861-3249)

送信日 平成 年 月 日

所属機関名 記入者 相談受付日 年 月 日

対象者	フリガナ氏名				住所			
	生年月日		歳	性別	電話番号			
	日常生活自立度	認知症自立度		世帯構成	障害手帳		生活保護	
	経済状況	年金等収入 万円/月		年金以外の収入 万円/月		年金状況		
	かかり付け医				住民税		金銭管理	
	主な疾患				精神状況		衛生状況	
	介護保険認定状況		(サービス種類、内容、頻度、事業所名などを記入)					
ケアマネージャー		サービス利用状況						
相談者	フリガナ氏名				住所			
	対象者との関係				電話番号			
	相談概要							
	虐待の疑い種別	<input type="checkbox"/> 身体	<input type="checkbox"/> 放棄	<input type="checkbox"/> 心理	<input type="checkbox"/> 性的	<input type="checkbox"/> 経済	<input type="checkbox"/> 消費者被害の疑い	
養護者の状況	フリガナ氏名				住所	電話番号		
	対象者との関係	年齢	歳	身体状況	精神状況			
	経済状況	年金等収入 万円/月		年金等以外 万円/月		【対象者の家族構成(ジェノグラム)】		
	介護負担感	(備考)						
	介護に対する認識	<input type="checkbox"/> 在宅を希望 <input type="checkbox"/> ゆくゆくは施設を希望 <input type="checkbox"/> すぐに施設を希望 <input type="checkbox"/> サービスに抵抗感あり <input type="checkbox"/> 他者への抵抗感あり <input type="checkbox"/> 不明 (備考)					(対象者、親族間及び近隣との関係状況)	
その他								

連絡事項	( 他機関への情報提供の了解 )    対象者:    相談者:

虐待対応結果	種別・類型	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 放棄 <input type="checkbox"/> 心理	事実確認の結果	
		<input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> なし	事実確認の概況	
	分離の有無		分離を行った事例の対応内訳	
			分離していない事例の対応内訳	

## 宮前区虐待ケース相談（通報）対応シート（※表面は全て記入・裏面はわかる箇所のみ）

受付日時	年 月 日 ( ) 時													
受付者														
相談（通報）者	氏名： (本人との続柄 )													
本人	氏名：	住所：												
	特記：													
養護者	氏名： (本人との続柄 )													
	特記：													
虐待（種類）	有・疑い	身体的虐待・精神的虐待・ネグレクト・経済的虐待・性的虐待												
虐待内容 (通報者の発言)														
<b>通報受付</b>	月 日 ( ) 時 来所・電話・訪問 ( )													
<b>情報共有</b>	月 日 ( ) 時 高齢 ( )・包括 ( )へ報告													
<b>コアメンバー会議</b>	<p>会議開催 参加者： 高齢 ( )・包括 ( )・ 月 日 ( ) 時</p> <table border="0"> <tr> <td>生命の危険</td> <td>あり</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>虐待者への恐怖心</td> <td>あり</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>極度の栄養不足</td> <td>あり</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>分離の必要性</td> <td>あり</td> <td>無し</td> </tr> </table> <p>特記：</p> <p>上記より緊急対応の必要性を なし・あり（保護）と判断する。</p>		生命の危険	あり	無し	虐待者への恐怖心	あり	無し	極度の栄養不足	あり	無し	分離の必要性	あり	無し
生命の危険	あり	無し												
虐待者への恐怖心	あり	無し												
極度の栄養不足	あり	無し												
分離の必要性	あり	無し												
<b>本人確認</b>	<p>本人確認 確認者： 高齢 ( )・包括 ( )・ 月 日 ( ) 時</p> <table border="0"> <tr> <td>生命の危険</td> <td>あり</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>虐待者への恐怖心</td> <td>あり</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>極度の栄養不足</td> <td>あり</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>分離の必要性</td> <td>あり</td> <td>無し</td> </tr> </table> <p>特記：</p> <p>上記より緊急対応の必要性を なし・あり（保護）と判断する。</p>		生命の危険	あり	無し	虐待者への恐怖心	あり	無し	極度の栄養不足	あり	無し	分離の必要性	あり	無し
生命の危険	あり	無し												
虐待者への恐怖心	あり	無し												
極度の栄養不足	あり	無し												
分離の必要性	あり	無し												
<b>会議</b>	ネットワークミーティング 開催日を 月 日とする。													

### 本人の情報

生年月日	年 月 日 ( 歳)	生活保護	無 ・ 有 (担当 : )
要介護認定	無 ・ 有 ( )	電話番号	( )
既往歴			
現状	在宅 ・ 入院 ( )		
介護サービスの利用 : 無 ・ 有 〔 サービス内容 : )			
介護サービス以外の社会での繋がり : 無 ・ 有 〔 繋がり : )			
気になる点			

### 養護者の情報

生年月日	年 月 日 ( 歳)	生活保護	無 ・ 有 (担当 : )
住所		電話番号	( )
既往歴			
気になる点			

### 緊急連絡先

	名前	続柄	電話番号・住所
1			
2			
3			

### 家族関係図

### エコマップ

### 備考



## 麻生区相談受付シート

包括支援センター  高齢者支援(課・担当)

所属機関名

記入者：

相 談 者	相談経路	ケア・サービス事業所・包括・病院・行政近隣・ 家族・本人・警察・民生・その他( )	訪問・来所・電話 その他( )	受付日 ( 年 月 日 ) 通報・連絡日 ( 年 月 日 )	
	相談者	氏名： (同居・別居) 続柄： 連絡先：			
	相談内容 (目的)				
フリガナ 本人氏名		男・女	M・T・S	年 月 日生 ( ) 歳	
高 齢 者 本 人 の 生 活 状 況	住 所	〒		Tel ( )	
	日常生活自 立度区分	障害高齢者 自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2	認知症高齢者 自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M		
	認定情報	介護度：	未申請・申請中	被保番号	
		有効期限：	年 月 日 ~ 年 月 日		
	障害等認定	身・精・難・療 級	住居環境	持ち家・借家	戸建・集合住宅 自室(有・無)、( )階
	主な傷病名			医療機関名	( )
				医療機関名	( )
	サービス 利用状況	サービス	頻度	事業所(機関)	担当者
	身体状況				
	経済状況	個人：年金 円/ 年金以外 円/ <input type="checkbox"/> 余裕あり・困らない <input type="checkbox"/> 困窮 <input type="checkbox"/> 生保 <input type="checkbox"/> 借金あり(返済 円/ ) <input type="checkbox"/> 不明			
		世帯：収入 円/ 年金以外 円/ <input type="checkbox"/> 余裕あり・困らない <input type="checkbox"/> 困窮 <input type="checkbox"/> 生保 <input type="checkbox"/> 借金あり(返済 円/ ) <input type="checkbox"/> 不明			
金銭管理	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 出来ない⇒(管理者： )		【家族構成】(家族関係の状況など)		
認知症	<input type="checkbox"/> あり(軽度・中度・重度) <input type="checkbox"/> なし		独居・日中独居・高齢者世帯・その他		
精神状況等	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 行動障害あり <input type="checkbox"/> 人格の偏り <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神疾患など(病名： ) <input type="checkbox"/> 不明				
意思決定能力	<input type="checkbox"/> 判断能力あり <input type="checkbox"/> 判断能力なし <input type="checkbox"/> 不明				
本人の現状への 問題認識	<input type="checkbox"/> 問題意識あり( <input type="checkbox"/> 何らかのサインあり <input type="checkbox"/> 隠そうとする ) ※困っていること				
	※解決方法として望んでいること				
	<input type="checkbox"/> とりあえず話しを聞いて欲しい <input type="checkbox"/> 介入しないで欲しい <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 問題意識なし				
介護者への意識等： <input type="checkbox"/> 介護して当たり前 <input type="checkbox"/> サービス利用に抵抗感					

養護者等の生活状態など	氏名：		年齢	才	続柄	世帯状況：同居 ・ 別居（市内・市外）	
	住所：					Tel	
	身体状況	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 病弱 <input type="checkbox"/> 病気療養中（ ） <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 不明				【備考】	
	精神状況	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 行動障害 <input type="checkbox"/> 人格の偏り <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 家族外の人への介入を拒む <input type="checkbox"/> 依存症（ ） <input type="checkbox"/> 精神疾患（病名： ） <input type="checkbox"/> 不明					
	経済状況	年金 円/ 年金以外 円/ <input type="checkbox"/> 余裕あり・困らない <input type="checkbox"/> 困窮（時々・常時） <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 失業中（ ～ ） <input type="checkbox"/> 借金あり（返済 円/） <input type="checkbox"/> 不明					
	介護負担感	<input type="checkbox"/> 感じていない <input type="checkbox"/> 感じている <input type="checkbox"/> とても感じている <input type="checkbox"/> 他の家族の協力なく孤立 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※介護期間（ ～ ）					
	介護の知識・理解	<input type="checkbox"/> 知識・情報の不足 <input type="checkbox"/> 理解の不足 <input type="checkbox"/> サービス利用へ抵抗感 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	現状への問題認識	<input type="checkbox"/> 問題意識あり（ <input type="checkbox"/> 何かのサインあり <input type="checkbox"/> 隠そうとする） <input type="checkbox"/> 問題意識なし <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 不明					
	介護（養護）継続の意思	<input type="checkbox"/> 意思あり（在宅・入院・入所） <input type="checkbox"/> 意思なし <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 不明					
	人間関係	家族関係	<input type="checkbox"/> 円満 <input type="checkbox"/> ふつう <input type="checkbox"/> 円満でない <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 高齢者本人と仲が悪い <input type="checkbox"/> 家族構成が複雑 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
近隣との関係		<input type="checkbox"/> よい <input type="checkbox"/> ふつう <input type="checkbox"/> トラブルがある <input type="checkbox"/> 孤立 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 不明					

事実確認の 方法と担当者	担当者：	方法： <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他（ ）	事実確認期限	年 月 日
-----------------	------	---	--------	-------

取扱	虐待対応	<input type="checkbox"/> 無（理由： ） <input type="checkbox"/> 有： <input type="checkbox"/> 終結【 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 入院・入所 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 他機関 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> その他（ ）】
----	------	--

事例の振り返りと今後の支援の活用のために作成

本人	虐待リスク要因	<input type="checkbox"/> 認知症程度が高い <input type="checkbox"/> 行動上の問題 <input type="checkbox"/> 重介護 <input type="checkbox"/> 性格的問題 <input type="checkbox"/> 精神的問題 <input type="checkbox"/> 金銭的問題 <input type="checkbox"/> その他（ ）	虐待の種類①	身体・心理・経済・ネグ・性
			虐待の種類②	身体・心理・経済・ネグ・性
家族	虐待者	夫・妻・息子・息子の嫁・娘・娘の婿・兄弟姉妹・孫（家族）・その他（ ）		
	虐待リスク要因	<input type="checkbox"/> 介護負担や負担感 <input type="checkbox"/> 介護知識不足 <input type="checkbox"/> 家族関係不和 <input type="checkbox"/> 虐待者の性格 <input type="checkbox"/> 精神・障害疾患（ ） <input type="checkbox"/> 経済的問題（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
対応方法		<input type="checkbox"/> 在宅サービス導入・調整 <input type="checkbox"/> 経済的支援 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 措置入所 <input type="checkbox"/> 緊急一時SS <input type="checkbox"/> 保護入院 <input type="checkbox"/> 世帯分離 <input type="checkbox"/> 家族支援・家族間調整 <input type="checkbox"/> 虐待者への公的支援 <input type="checkbox"/> 成年後見制度活用検討 <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業活用検討 <input type="checkbox"/> その他（継続）		
分離の有無		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他	備考：	

高齢者虐待個別支援計画シート(雛形)

本人氏名 : \_\_\_\_\_ 養護者氏名 : \_\_\_\_\_ (続柄・関係 \_\_\_\_\_ )  
 NO. \_\_\_\_\_  
 初回作成日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 作成日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 作成者 : \_\_\_\_\_  
 主担当(全体の統括) : \_\_\_\_\_

援助目標	長期)
	短期)

<支援計画>

支援機関名(担当者)	具体的な支援内容	期間	達成状況	評価・モニタリング・今後の支援計画
		月 日 ~ 月 日		
		月 日 ~ 月 日		
		月 日 ~ 月 日		
		月 日 ~ 月 日		
		月 日 ~ 月 日		
		月 日 ~ 月 日		
		月 日 ~ 月 日		

<養護者支援>

支援機関名(担当者)	具体的な支援内容	期間	達成状況	評価・モニタリング・今後の支援計画
		月 日 ~ 月 日		
		月 日 ~ 月 日		
		月 日 ~ 月 日		

次回ミーティング予定日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 高齢者虐待個別支援計画シート(雑形)

NO.

本人氏名：〇〇様 養護者氏名：〇〇様 (続柄・関係 息子)

初回作成日：平成24年5月9日  
 作成日：平成24年9月3日  
 作成者：〇〇  
 主担当(全体の統括)：〇〇

援助目標	長期)虐待者(息子)、被虐待者が安心して生活できる 短期)虐待者の介護負担感が軽減され、必要なサービスが利用できる
------	--

<支援計画>

支援機関名(担当者)	具体的な支援内容	期間	達成状況	評価・モニタリング・今後の支援計画
区高齢者支援課(〇〇氏)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(区)本人が本人所できるよう、施設への協力依頼</li> </ul>	9月中		<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇老健、〇〇老健へ、虐待の案件ということで入所を働きかける。</li> <li>本人の施設入所の意思の再確認</li> </ul>
民生委員(〇〇氏)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(民生委員)息子と行政が連絡をとれるような状況をつくる。</li> </ul>	9月中		息子への説得により、引き続き行政からと連絡が取れるように信頼関係を作る。
〇〇ケアマネジャー (ただし、息子からの申し出により、 △△ケアマネジャーに変更予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ケアマネ)老健ショート進捗状況確認</li> <li>(ケアマネ)特養ショート申込み継続</li> </ul>	8月	〇〇のショートステイを10月末から利用できるようになった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇老健への入所の申し込みができていない。行政の協力依頼と併せて手続きを進める。</li> <li>ケアマネ変更に伴うサービス等の引継ぎ確認</li> </ul>
区高齢者支援課(〇〇氏)	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービスの継続</li> </ul>	早急		認定調査員へ、高齢者虐待のケースであることを伝え、自宅の状況の確認を依頼する。
ダイヤース〇〇川崎(通所介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイ利用時の本人の確認</li> </ul>	8月	入浴中に本人の身体に新たななあざを見つけた。	引き続き本人の身体状況の確認を実施する。

<養護者支援>

支援機関名(担当者)	具体的な支援内容	期間	達成状況	評価・モニタリング・今後の支援計画
区高齢者支援課(〇〇氏) 〇〇地域包括包括(〇〇氏)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(区・包括)息子と相談、息子の状況確認を行う。</li> </ul>	9月中		<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員により、息子が行政とつながった時点で、行政、包括で息子の支援への介入を行う。</li> </ul>
		月 日 ～ 月 日		

次回ミーティング予定日：平成24年10月25日

## 第 回 コアメンバー会議・ネットワークミーティング<議事録>

本人氏名：                    様  
 開催日時：        年    月    日        :        ~        :  
 開催場所：  
 会議出席者

所属（職種）	氏名

検討内容及び結果：

次回開催予定：        年    月    日頃                    記録者：

## ネットワークミーティングにおける守秘義務と個人情報の取り扱い

### 1. ネットワークミーティングとは

高齢者虐待における個別ケースの支援を考える会議です。虐待ケースを支援するため、行政、地域包括支援センターを中心として、さまざまな関係機関が参加し、情報共有、関わり方の方向性の統一、それぞれの専門性を活かした役割の明確を図るために開催されます。この会議では、個人に関わるさまざまな情報が話されますが、参加者はこれらを他に漏らしてはならないとされています。(守秘義務)

また、被虐待高齢者や、養護者（以下「本人たち」）の支援のために必要な情報であれば、本人たちに了承を得ることなく、参加者が持っている本人たちの情報を、この会議で共有してもよいとされています。(例外規定)

### 2. 行政職員、地域包括支援センター職員の守秘義務

行政職員については「地方公務員法」、地域包括支援センターについては「介護保険法」に、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけないことが規定されています。

### 3. 関係機関参加者の守秘義務

関係機関の参加者（行政職員、地域包括職員以外）については、個別の法令が適用される方（民生委員など）を除き、「川崎市高齢者虐待防事業実施要綱」により、会議において知り得た個人情報を他に漏らしてはいけないと規定されています。

### 4. 個人情報の利用目的による制限と第三者提供の制限の例外（例外規定）

個人情報保護法第 16 条「個人情報の利用目的による制限」と第 23 条「第三者提供の制限」は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、例外に該当するとされています。

高齢者虐待の事例については、例外規定に該当する場合がありますと考えられますので、関係機関が利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、また、本人たちの同意を得ないで個人情報を第三者へ提供をすることが可能となります。

（同意を得ることが困難な例）

- 認知症等により被虐待者の意思確認ができないとき
- 被虐待者が生活支援その他のサービス利用を拒否しているとき
- 被虐待者と接触することが困難な場合
- 養護者に同意を求める行為が、被虐待者の安全を損なう恐れがあると認められるとき（養護者に関する情報が必要な場合）など

### 3 関係法令

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	135
川崎市高齢者虐待防止事業実施要綱	151
老人福祉法（抜粋）	157
川崎市老人福祉法に基づく措置に係る要綱	166
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）（抜粋）	169
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	174

## 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

最終改正：平成二十九年六月二日法律第五十二号による改正

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する

事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることが

できる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二條 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五條 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

## 第四章 雑則

（調査研究）

第二十六條 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（検討）

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一八年六月二一日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五條、第二百二十四条並びに第三百一条から第三百三条までの規定 公布の日

二～五 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、

第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百十一条、第一百十一条の二及び第三百十  
条の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第三百十條の二 第二十六條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の介護保険法（以下  
この条において「旧介護保険法」という。）第四十八條第一項第三号の指定を受けている旧介護  
保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五條の規定による改正  
前の健康保険法の規定、第九條の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、  
第十四條の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保  
険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八條の規定による改正前の国家公務員共済組合  
法の規定、附則第六十七條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十  
條の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一條の規定による改正前の生活保  
護法の規定、附則第九十六條の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規  
定、附則第一百十一條の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等  
に関する法律の規定及び附則第一百十一條の二の規定による改正前の道州制特別区域における広  
域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年  
三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八條第一項第三号  
の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給  
付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六條の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七條第一項の指定の申請であって、  
第二十六條の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当  
該処分については、なお従前の例による。この場合において、同條の規定の施行の日以後に旧  
介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八條  
第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定に  
よりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三百十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の  
施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則  
の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並  
びにこの法律の施行後前條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定  
する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第三百十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下こ  
の条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞ  
れの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の  
それぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければな  
らない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及  
びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相

当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。))及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七条、第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項の改正規定、同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十七条、第百二十八条、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十七条の規定、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条(ただ

し書を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三條から第三十九條まで、第四十四條、第四十六條並びに第四十八條の規定、附則第五十條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十一條の規定、附則第五十二條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四條、第五十七條及び第五十八條の規定、附則第五十九條中高齡者虐待の防止、高齡者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五條、第六十六條及び第七十條の規定 平成二十七年四月一日

#### 四・五 略

六 第六條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第十一條の規定、第十五條中国民健康保険法第五十五條第一項の改正規定、同法第一百十六條の二第一項第六号の改正規定(「同法第八條第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)及び同法附則第五條の二第一項の改正規定、第十六條中老人福祉法第五條の二第三項の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、同条第七項の改正規定、同法第十條の四第一項第二号の改正規定(「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、同法第二十條の二の二の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)及び同法第二十條の八第四項の改正規定(「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、第十八條中高齡者の医療の確保に関する法律第五十五條第一項第五号の改正規定(「同法第八條第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)並びに同法附則第二條及び第十三條の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十條(第一項ただし書を除く。)、第二十一條、第四十二條、第四十三條並びに第四十九條の規定、附則第五十條中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第四号ロの改正規定(「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、附則第五十二條中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五條及び第五十六條の規定、附則第五十九條の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六十條の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二條 附則第三條から第四十一條まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二九年六月二日法律第五二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

二 第一条中介護保険法第一百五十二条及び第一百五十三条の改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二百四条第三項の改正規定、同法附則第十一条及び第十二条の改正規定並びに同法附則第十三条を同法附則第十五条とし、同法附則第十二条の次に二条を加える改正規定、第二条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第一百五十二条及び第一百五十三条の改正規定、平成十八年旧介護保険法第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二百四条第三項の改正規定、平成十八年旧介護保険法附則第九条及び第十条の改正規定並びに平成十八年旧介護保険法附則に二条を加える改正規定並びに第五条の規定（健康保険法第八十八条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十四条、第二十五条及び第四十四条の規定 平成二十九年七月一日

三 第一条中介護保険法第四十九条の二、第五十条、第五十九条の二、第六十条及び第六十九条の改正規定並びに第二条中平成十八年旧介護保険法第四十九条の二、第五十条及び第六十九条の改正規定並びに附則第十七条及び第二十二条の規定 平成三十年八月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、第八条の規定による改正後の社会福祉法第百六条の三第一項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要

があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(被用者保険等保険者等に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金に関する経過措置)

第三条 平成二十八年度以前の各年度における被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）及び健康保険法第二百三十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会（以下「日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会」という。）に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第四条 平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の介護保険法（以下「第二号新介護保険法」という。）第百五十二条第一項第一号及び附則第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第一条の規定による改正前の介護保険法（以下「第二号旧介護保険法」という。）附則第十一条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

- 2 平成二十九年度における日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二号新介護保険法第百五十二条第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十一条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第五条 平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による確定納付金の額は、第二号新介護保険法第百五十三条第一号及び附則第十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十二条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

- 2 平成二十九年度における日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による確定納付金の額は、第二号新介護保険法第百五十三条第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十二条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第六条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（附則第二十一条第一項において「支払基金」という。）は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後遅滞なく、平成二十九年度における各被用者保険等保険者及び日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による介護給付費・地域支援事業支援納付金（次項において「納付金」という。）の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

- 2 介護保険法第百五十五条第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合

について準用する。

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する第一条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（次条において「旧介護老人保健施設」という。）は、第一条の規定による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（次条及び附則第二十八条において「新介護老人保健施設」という。）とみなす。

第八条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧介護老人保健施設に入所し、旧介護保険法第四十八条第一項の施設介護サービス費を受けていた介護保険法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者（以下この条において「要介護旧入所者」という。）については、施行日以後引き続き前条の規定により新介護老人保健施設とみなされた当該旧介護老人保健施設に入所している間（当該旧介護老人保健施設に係る介護保険法第百四条第一項の規定による許可の取消しその他やむを得ない理由により、当該旧介護老人保健施設から継続して一以上の他の新介護老人保健施設に入所した要介護旧入所者にあつては、当該他の新介護老人保健施設に継続して入所している間を含む。）は、新介護保険法第八条第二十八項の要介護者であつて、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者である要介護被保険者とみなして、新介護保険法第四十八条の規定を適用する。

(共生型居宅サービス事業者等に関する経過措置)

第九条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第七十二条の二第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第七十八条の二の二第一項各号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

第十一条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第百十五条の二の二第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十二条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第百十五条の十二の二第一項各号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

(介護医療院に関する経過措置)

第十三条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第百十一条第二項及び第三項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第四項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十四条 施行日の前日において現に病院又は診療所を開設しており、かつ、当該病院又は診療所の名称中に病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他これらに類する文字（以下この条において「病院等に類する文字」という。）を用いている者が、当該病院若しく

は診療所を廃止して新介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）を開設した場合又は当該病院若しくは診療所の病床数を減少させて介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に介護医療院という文字を用いることその他厚生労働省令で定める要件に該当するものである間は、医療法第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護医療院の名称中に病院等に類する文字（当該病院若しくは診療所を廃止した際又は当該病院若しくは診療所の病床数を減少させた際に当該病院又は診療所の名称中に用いていたものに限る。）を引き続き用いることができる。

（準備行為）

第十五条 厚生労働大臣は、新介護保険法第七十二条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）、新介護保険法第七十八条の二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）、新介護保険法第百十一条第四項に規定する厚生労働省令で定める基準（新介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービスの取扱いに関する部分に限る。）、新介護保険法第百十五条の二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）及び新介護保険法第百十五条の十二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、施行日前においても社会保障審議会の意見を聴くことができる。

第十六条 前条に規定するもののほか、新介護保険法の施行のために必要な条例の制定又は改正、介護保険法第七十条第一項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定（新介護保険法第七十二条の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手續、介護保険法第七十八条の二第一項の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定（新介護保険法第七十八条の二の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手續、新介護保険法第百七条第一項の許可の手續、介護保険法第百十五条の二第一項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定（新介護保険法第百十五条の二の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手續、介護保険法第百十五条の十二第一項の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定（新介護保険法第百十五条の十二の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（保険給付に関する経過措置）

第十七条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（附則第二十二条において「第三号施行日」という。）前に行われた第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法の規定による居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に係る保険給付については、なお従前の例による。

（療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置）

第二十八条 都道府県知事が、医療法第七条の二第一項から第三項までの場合又は第七条の規定による改正後の医療法（次条において「新医療法」という。）第三十条の十二第一項において読

み替えて準用する医療法第七条の二第三項の場合において、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める同条第二項第十二号に規定する区域における既存の病床数を算定するに当たっては、新介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例で定めるところにより、既存の療養病床（同法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。）の病床数とみなす。

（医療法人の設立等に関する準備行為）

第二十九条 医療法第四十四条第一項の規定による認可の手続（医療法人を設立しようとする者が、定款又は寄附行為をもって、新医療法第四十四条第二項第三号に規定する事項として介護医療院の名称及び開設場所を定めるものに限る。）及び医療法第五十四条の九第三項の規定による認可の手続（医療法人の定款又は寄附行為をもって、同号に規定する事項として介護医療院の名称及び開設場所を定めるものに限る。）は、施行日前においても行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 川崎市高齢者虐待防止事業実施要綱

平成19年4月1日付19川健高事第124号健康福祉局長専決

最終改正：平成31年4月1日付31川健地推第317号健康福祉局地域包括ケア推進室長専決

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、高齢者に対する虐待防止及び早期対応を図るため、高齢者本人や家族等からの相談を受けるとともに、高齢者虐待に関する知識の普及・啓発等を行い、高齢者及びその家族等が、安心して生活できるような地域環境の整備を行うことを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者虐待に関する知識等の普及啓発事業
- (2) 高齢者虐待に関する相談事業
- (3) 養護者による在宅高齢者の虐待事例についての対応
- (4) 養介護施設従事者等による虐待事例についての対応
- (5) その他

### 第2章 養護者による在宅高齢者の虐待の対応

(相談窓口、通報・届出窓口)

第3条 前条第2号に掲げる相談事業は、区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当又は地域包括支援センターにおいて行うものとする。

2 高齢者虐待防止法第7条による在宅高齢者の虐待についての通報・届出窓口は、区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当とする。

(緊急性の判断)

第4条 前条第2項による通報・届出がなされたときに、区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)所長又は地区健康福祉ステーション所長は、以下に掲げる者のうち必要と認める者に、第1号様式に基づいたリスクアセスメントを実施させ、「生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある」状況かどうかを判断するものとする。

- (1) 高齢・障害課長、健康福祉ステーション担当課長
- (2) 高齢者支援係長、健康福祉ステーション担当係長
- (3) 高齢者支援係職員、健康福祉ステーション担当職員
- (4) 障害者支援係長又は障害者支援係職員
- (5) 生活保護、地域保健担当部署等の担当者
- (6) その他

2 前項の緊急性の判断により、危険と判断した場合は、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課又は地区健康福祉ステーション高齢者支援担当は、必要に応じ、高齢者虐待防止法第11条により、被虐待高齢者宅への立入調査を行うなど、状況の把握をするものとする。

3 高齢者虐待防止法第11条に基づき立入調査権を行使する際は、第2号様式の立入調査票を携帯することとする。

4 高齢者虐待防止法第11条に基づき立入調査権を行使する際は、必要に応じて、第3号様式により、警察に協力依頼を行うものとする。

（ネットワーク・ミーティングの開催）

第5条 前条により、早急に「生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある」ケースとまではいえず、虐待が疑われるようなケースについては、必要に応じ、なるべく早期に、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課又は地区健康福祉ステーション高齢者支援担当が事務局となり、次に掲げる者のうち、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長又は地区健康福祉ステーション所長が必要と認める者により、「ネットワーク・ミーティング」の開催に努めるものとする。

(1) 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当

(2) 地域包括支援センター職員

(3) 介護支援専門員

(4) その他

2 前項に基づき、開催するネットワーク・ミーティングにおいては、情報の共有に努め、処遇方針を検討するとともに、その役割分担を行うなど、今後の対応の円滑な実施に向けた検討を行うものとする。

3 ネットワーク・ミーティングで決定された処遇方針、役割分担について、定期的に、情報交換やモニタリングを実施し、必要に応じて、処遇方針について再検討を行うものとする。

4 ネットワーク・ミーティングにおいては、生命・身体の保護に必要なケースで本人の同意を得ることが困難であるかどうかを事務局で判断し、必要に応じて、個人情報を経済資料として提供することとする。ただし、会議終了後、適宜、事務局で回収することとし、会議において知り得た個人の情報については、他に漏らさないものとする。

（処遇の検討）

第6条 高齢者虐待に係る処遇について、次に掲げる方策を例に、様々な角度から検討を行い、処遇方針を立てるものとする。

(1) 介護サービス、福祉サービスの利用

(2) 病院への入院、老人福祉施設への入所

(3) 家族への支援、家族間の調整

(4) 成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用

### 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応

（通報及び調査）

第7条 高齢者虐待防止法第21条による通報窓口は、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

(以下「高齢者事業推進課」という。)とする。

2 前項により通報を受けた高齢者事業推進課は、養介護施設等の協力のもと、当該通報に係る事実確認等の調査を行い、迅速かつ適切な対応を講じるものとする。

(権限の行使)

第8条 高齢者事業推進課は、前条による通報に基づき、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実を確認した場合は、関係機関と連携のうえ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による必要な権限を行使する。

#### 第4章 雑則

(その他の事項)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

(様式1号)

リスクアセスメントシート

	<p>あてはまる場合には[ ]に○を記入し、該当するものを○印で囲む あてはまらない場合は×。情報が未取の場合は未記入のまま</p>	<p>関連情報、あるいは強 みや良い点を記入</p>
レ ッ ド	<p>① 被虐待者は意思疎通が可能か？ [ ]できる ×の場合： ( )</p>	
	<p>② 当事者が保護を求めているか？ [ ]被虐待者自身が保護を求めている ( ) [ ]虐待者が高齢者の保護を求めている ( )</p>	
	<p>③ 当事者の訴える状況が差し迫ったものか？ [ ]「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり ( ) [ ]「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり ( )</p>	
	<p>④ すでに重大な結果が生じているか？ [ ]例：頭部外傷（血腫 骨折） 腹部外傷 意識混濁 重度の褥そう 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し、栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他 ( )</p>	
イ エ ロ   1	<p>⑤ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか？ [ ] 頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷、きわめて非衛生的、極端な怯え、 その他 ( )</p>	
	<p>⑥ 繰り返されるおそれが高いか？ [ ] 習慣的な暴力 新旧の傷・あざ 入退院の繰り返し その他 ( ) [ ] 虐待者の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避 ( ) [ ] 虐待者の精神的不安定・判断力の低下 非現実的な認識 その他 ( )</p>	
イ エ ロ   2	<p>⑦ 被虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ [ ] 認知症程度： I IIa IIb IIIa IIIb IV M [ ] 問題行動：徘徊 暴力行為 昼夜逆転 不穏興奮 失禁 その他 ( ) [ ] 寝たきり度： J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 [ ] 性格的問題（偏り）：衝動的 攻撃的 粘着質 依存的 その他 ( ) [ ] 精神疾患 ( ) 依存症 ( ) その他 ( )</p>	
	<p>⑧ 虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ [ ] 被虐待者への拒否的感情や態度 ( ) [ ] 重い介護負担感 ( ) [ ] 介護疲れ ( ) [ ] 認知症や介護に関する知識・技術不足 ( ) [ ] 性格的問題（偏り）：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他 ( ) [ ] 障害・疾患：知的障害 精神疾患 ( ) 依存症 ( ) その他 ( ) [ ] 経済的問題：低所得 失業 借金 被虐待者への経済的依存 その他 ( )</p>	
イ エ ロ   3	<p>⑨ 虐待につながる家庭状況があるか？ [ ] 長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係 ( ) [ ] 虐待者・被虐待者の共依存関係 ( ) [ ] 虐待者が暴力の被害者 ( ) [ ] その他の家族・親族の無関心 ( ) [ ] 住環境の悪さ：狭い 被虐待者の居室なし 非衛生的 その他 ( )</p>	

判断の目安 レッド：①が○で②③に○がある場合、もしくは①が○ないし×で ④に○がある場合⇒緊急保護の検討  
イエロー1：①～④に○はないが、⑤と⑥に○⇒保護の検討、もしくは 集中的援助  
イエロー2：①～⑥に○はないが、⑦もしくは⑧に○⇒集中的援助、もしくは防止のための保護検討  
イエロー3：①～⑧に○はないが、⑨に○⇒継続的、総合的援助

(第2号様式)

## 証 票

川 第 号 平成 年 月 日 交付  
所 属  
氏 名

上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

川 崎 市 長 名

### 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。



## 老人福祉法(抜粋)

### (目的)

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

### (基本的理念)

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第三条 老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

### (老人福祉増進の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

### (老人の日及び老人週間)

第五条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は九月十五日とし、老人週間は同日から同月二十一日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によつてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

### (定義)

第五条の二 この法律において、「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。

2 この法律において、「老人居宅介護等事業」とは、第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は同法第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

3 この法律において、「老人デイサービス事業」とは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者

又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

4 この法律において、「老人短期入所事業」とは、第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう。

5 この法律において、「小規模多機能型居宅介護事業」とは、第十条の四第一項第四号の措置に係る者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業をいう。

6 この法律において、「認知症対応型老人共同生活援助事業」とは、第十条の四第一項第五号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。

7 この法律において、「複合型サービス福祉事業」とは、第十条の四第一項第六号の措置に係る者又は介護保険法の規定による複合型サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護（以下「訪問介護等」という。）を含むものに限る。）に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、同法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

第五条の三 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

(福祉の措置の実施者)

第五条の四 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号若しくは第二号の規定により入所している六十五歳以上の者又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している六十五歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

(市町村の福祉事務所)

第五条の五 市町村の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）は、この法律の施行に関し、主として前条第二項各号に掲げる業務を行うものとする。

(介護等に関する措置)

第十条 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の介護等に関する措置については、この法律に定めるもののほか、介護保険法の定めるところによる。

(連携及び調整)

第十条の二 この法律に基づく福祉の措置の実施に当たっては、前条に規定する介護保険法に基づく措置との連携及び調整に努めなければならない。

(支援体制の整備等)

第十条の三 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援、生活支援等（心身の状況の把握その他の六十五歳以上の者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。第十二条の三において同じ。）並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者及び民生委員の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備に当たっては、六十五歳以上の者が身体上又は精神上の障害が

あるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(居宅における介護等)

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
- 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
- 三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
- 四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。
- 五 六十五歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に

当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。）に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

（老人ホームへの入所等）

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。

2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

（施設の設置）

第十五条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。

3 市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第

一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

- 4 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。
- 5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。
- 6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

(変更)

第十五条の二 前条第二項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項の規定による認可を受けた者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令等)

第十八条の二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期

入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第五条の二第二項から第七項まで、第二十条の二の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

- 3 都道府県知事は、前項の規定により、老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターにつき、その事業の制限又は停止を命ずる場合（第一項の命令に違反したことに基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業の制限又は停止を命ずる場合を除く。）には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設定若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

（措置の受託義務）

第二十条 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第十条の四第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

- 2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第十一条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（処遇の質の評価等）

第二十条の二 老人居宅生活支援事業を行う者及び老人福祉施設の設置者は、自らその行う処遇の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に処遇を受ける者の立場に立つてこれを行うように努めなければならない。

（老人デイサービスセンター）

第二十条の二の二 老人デイサービスセンターは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者若しくは第一号通所事業であつて厚生労働省令で定めるものを利用する者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を合わせ、第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。

（老人短期入所施設）

第二十条の三 老人短期入所施設は、第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に

係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設とする。

(養護老人ホーム)

第二十条の四 養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(特別養護老人ホーム)

第二十条の五 特別養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

(軽費老人ホーム)

第二十条の六 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（第二十条の二の二から前条までに定める施設を除く。）とする。

(老人福祉センター)

第二十条の七 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

(老人介護支援センター)

第二十条の七の二 老人介護支援センターは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 老人介護支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(費用の支弁)

第二十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十条の四第一項第一号から第四号まで及び第六号の規定により市町村が行う措置に要する費用

一の二 第十条の四第一項第五号の規定により市町村が行う措置に要する費用

二 第十一条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項の規定により市町村が行う措置に要する費用

三 第十一条第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用

(介護保険法による給付等との調整)

第二十一条の二 第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受け、又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を利用することができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第三号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

(費用の徴収)

第二十八条 第十条の四第一項及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。

## 川崎市老人福祉法に基づく措置に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法第10条の4及び第11条第1項第2号の規定に基づき、やむを得ない事由により介護保険法に規定する居宅サービス又は、施設サービスを利用することが困難な者に対して措置を行い、介護サービスの提供を行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱における、やむを得ない事由により介護保険法に規定する居宅サービス又は、施設サービスを利用することが困難な者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する概ね65歳以上の高齢者で、認知症等により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する者がいない者。
- (2) 市内に居住する概ね65歳以上の高齢者で、家族等から虐待又は、無視を受けること等により、本人の意思に反して指定居宅サービス又は、指定施設サービス契約が締結できない者。
- (3) その他、福祉事務所長が必要と認める者。

(措置によるサービス提供)

第3条 この要綱における、サービス提供は次の各号に該当するサービスとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 認知症対応型共同生活介護
- (5) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (6) 小規模多機能型居宅介護

(措置の決定)

第4条 福祉事務所長は、要綱第2条に定める対象者を発見した場合、若しくは関係機関等から通報を受けた場合は、「高齢者台帳（第2号様式）」等により高齢者の状態、状況等について調査を行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項に基づく調査により、要綱第2条の要件に該当する場合には、「措置決定伺（老人福祉法施行規則第3号様式）」により、職権による決定を行い、「措置決定通知書（第1号様式）」により通知するものとする。

(要介護認定の実施)

第5条 福祉事務所長は、前条により措置の決定を行った者（以下「対象者」という。）が、介護保険法による要介護認定を受けていない場合には、職権により要介護認定を実施するものとする。

(サービス提供の依頼)

第6条 福祉事務所長は、措置により要綱第3条によるサービスの提供を行う場合には、介護保険法による指定事業者及び基準該当事業者にサービス提供の依頼を行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項に基づきサービス提供の依頼をする際は、対象者の要介護度に応じて、「サービス利用票」及び「サービス利用票別表」を作成し、「サービス提供票」、「サービス提供票別表」、「高齢者台帳」の写し、及び「措置決定通知」の写しを事業者へ送付することにより

行うものとする。

(措置費用)

第7条 措置にかかる費用は、介護保険法の規定により定められた居宅サービスに係る費用及び施設サービスにかかる費用によるものとする。

(費用負担)

第8条 措置に係る費用のうち、9割は介護報酬からの給付とし、1割を対象者の自己負担とする。  
2 対象者の自己負担分については、川崎市がサービス事業者に支払うものとし、対象者は、福祉事務所長の決定に基づき、その費用を川崎市に納入するものとする。

(自己負担分の費用徴収)

第9条 福祉事務所長は、対象者に納付書を送付することにより、費用を徴収する。

(自己負担分の費用の免除)

第10条 福祉事務所長は、次の各号に定める場合は、費用を徴収しないことができる。

(1) 生活保護法による被保護世帯に属する者。

(2) 介護保険法に準じ、災害その他の特別な事情により、利用料の支払いが困難であると福祉事務所長が認める者。

(3) その他、福祉事務所長が利用料の徴収が困難であると認めた者。

(地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度との連携)

第11条 この要綱に規定する措置を行った場合については、介護保険法に規定する居宅サービス契約又は、施設サービス契約を締結できるようにするため、必要に応じて地域福祉権利擁護事業との連携、及び成年後見制度の活用を図るものとする。

(措置の変更、廃止)

第12条 措置の変更、廃止を行う場合には、「措置決定伺」により行うものとする。

2 前項により、変更した場合には、措置開始時に準じた手続きを行うものとする。

3 廃止は、次の各号に該当する場合に実施するものとする。

(1) 対象者の法定後見人が選定され、契約により介護保険上のサービス給付を受けられるようになったとき。

(2) 施設入所等により家族からの虐待等の状態から離脱し、サービス事業者との契約を締結したとき。

(3) その他、福祉事務所長が必要と認めたとき。

(給付管理事務)

第13条 福祉事務所長は、対象者のサービス提供状況について、事業者との連携を図りながら、給付の管理を行うものとし、毎月5日までに、サービス利用票及びサービス利用票別表を作成する。

2 前項の実績を確認し、サービス提供票及びサービス提供票別表に基づく実績データの入力を、行うものとする。

3 健康福祉局介護保険課は、入力されたデータを、伝送により県国民健康保険団体連合会に通知する。

4 事業者は、サービス内容に変更が生じた場合には、福祉事務所長に必ず連絡するとともに、変更の有無にかかわらず、毎月、実績について「サービス提供票別表」等を提出することによ

り報告するものとする。

5 事業者は、福祉事務所との連携を図りながら、介護報酬の請求を行うものとする。

(措置費の請求)

第14条 事業者は、措置に係る費用のうち、介護報酬請求分を除く費用については、「措置費請求書(第4号様式)」及び「サービス提供票別表」により、健康福祉局高齢者事業推進課に請求するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、別途、健康福祉局長が定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）（抜粋）

### 第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
  - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
    - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
    - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
    - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
    - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
    - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

## 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする

## 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命

ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下

この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十六項に規定する移動支援事業、同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハマでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支

援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うも

のとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三百三十六号）その他の法令の定

めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

### 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定

による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### 第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定に

よる届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(船員に関する特例)

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

(公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

## 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定め

るものを除く。)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

## 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。

二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
  - 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
  - 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
  - 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
  - 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
  - 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため

に、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

## 第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

#### 附 則 (平成二四年四月六日法律第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (平成二四年六月二七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

#### 附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二八年六月三日法律第六五号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

## 参考資料

「高齢者虐待防止法活用ハンドブック」(民事法研究会)

「虐待対応ソーシャルワークモデルに基づく高齢者虐待対応テキスト」(日本社会福祉士会)

「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」  
(日本社会福祉士会, 2011年)

「口語 民法」(自由国民社)

「神奈川県高齢者虐待防止対応マニュアル」(神奈川県, 2019年)

「高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして」(神奈川県, 2009年)

「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために—東京都高齢者虐待防止マニュアル—」(東京都)

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者の支援について」(厚生労働省, 2006年)

「川崎市成年後見制度関連業務マニュアル」(川崎市役所, 2015年)